塩尻商工会議所
THE SHIOJIRI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

会報 しおじり

2020 No. 242

〒399-0736 長野県塩尻市大門一番町 12－2
えんぱーく 406
TEL（0263）52－0258 FAX（0263）51－1388
楢川支所 〒399-6302
長野県塩尻市木曽平沢 2221
TEL（0264）34－2153 FAX（0264）34－2593
URL http://www.shiojiri.or.jp
E-mail:scci@shiojiri.or.jp

発行／編集 塩尻商工会議所

皆で乗り越えましょう！

—CONTENTS—

2p～7p 新型コロナウイルス支援情報特集
・新型コロナウイルスに関する経営相談窓口開設
・持続化給付金
・雇用調整助成金
・納税の猶予　特例と軽減について
・資金繰り、融資について

8p おうちで「シリめし」

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします！

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口開設中

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

当所では、新型コロナウイルスに関する相談窓口を開設しております。本号では、「新型コロナウイルス感染症の支援」について現在公表されている内容をご案内いたします。支援策は頻繁に更新されますので経済産業省ホームページや当所窓口などで最新情報をご確認ください。

■塩尻商工会議所・塩尻市産業政策課

「新型コロナウイルス感染症経済対策総合窓口」

場所：市民交流センターえんぱーく　４階４０１会議室

電話：☎ 0263−53−3411　または　☎ 0263−52−0258

■経済産業省：「新型コロナウイルス感染症関連」で検索

■長野県　：「長野県ＨＰ」で検索
→「新型コロナウイルス感染症対策について」をクリック

■塩尻市　：「塩尻市ＨＰ」で検索
→「新型コロナウイルス関連情報」をクリック

中小企業・個人事業主向け 新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

支援別	目的	事業名	内容
給付金・助成金・補助金	感染拡大防止のために県の**休業要請等に全面協力したい**	**県市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金**	法令に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等（4/24～5/6）を行った事業者 協力金等：１事業者当たり**30万円**（1回限り）
	売上が半減した中小企業・個人事業主で**給付金を受け取りたい**	**持続化給付金**	給付額：法人**200万円**以内／個人事業主**100万円**以内 ※フリーランス（受託契約による業務請負者）を含む
	事業活動を縮小したので、従業員に**休業手当等を支払いたい**	**雇用調整助成金**	休業手当×助成率：中小企業**4/5**（9/10）、大企業**2/3**（3/4） ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限**8,330円/人・日**
	学校休業等で従業員が休業	**小学校休業等対応助成金**	給付額：賃金相当額 **8,330円/人・日**（上限）
	学校休業等で個人事業主等が休業	**小学校休業等対応支援金**	給付額：**4,100円/日**（定額）
	新製品・サービス開発等の設備投資	**ものづくり・商業・サービス補助金**	補助上限額：**1,000万円**　補助率：中小企業**2/3**、小規模**2/3**
	販路開拓したい	**持続化補助金（一般型）**	補助上限額：**50万円**　補助率：**2/3**
		持続化補助金（コロナ特別対応型）	補助上限額：**100万円**　補助率：**2/3**
	IT ツールを導入（テレワーク等）したい	**IT導入補助金**	補助額：**30万円～450万円**　補助率：**2/3**
税・保険料猶予	現在、**納税**が厳しい	**納税猶予＜証紙徴収を除く全税目＞** **欠損金繰戻しによる還付＜法人税＞** **中小企業等事業用資産に係る軽減＜固定資産税・都市計画税＞** **中小企業等生産性革命に向けた設備等＜固定資産税＞** **中小企業等テレワーク設備等＜法人税・所得税＞** **自動車税環境性能割の軽減延長＜自動車税・軽自動車税＞** **消費税の課税事業者選択適用＜消費税＞** **特別貸付に係る非課税措置＜印紙税＞**	
	社会保険料等が支払えない	**厚生年金保険料等の納付猶予**	事業休止や著しい損失が生じた場合、**１年間納付猶予**
融資	**資金繰り**のために融資を受けたい	**日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付**	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業３億円／国民事業6,000万円 金利：当初３年間 基準金利▲0.9%（据置期間５年以内） ※要件を満たした場合は**当初３年間利子補給を実施（上限額有）**
		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：３億円 金利：３年間基準金利▲0.9%（据置期間５年以内） ※要件を満たした場合は**当初３年間利子補給を実施（上限額有）**
		長野県中小企業融資制度資金	【無利子融資】 融資限度額：3,000万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年1.3%又は年1.6%（据置期間５年以内） ※要件を満たした場合は**当初3年間利子補給を実施** 【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000万円／（運転）8,000万円 金利：**年0.8%**（据置期間２年以内）

● 持続化給付金

■事業概要

・感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■支給する協力金等及び対象者

・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者。
・中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
・医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など会社以外の法人も幅広く対象。

■給付金の金額

・法人は２００万円、個人事業主は１００万円
※ただし、昨年１年間の売上からの減少分を上限とします。

〇売上減少分の計算方法
前年の総売上（事業収入）－（前月同月比▲50%月の売上 ×12 ヶ月）

■申請期限　令和2年5月1日(金)～令和3年1月15日(金)まで。

■申請方法

・Ｗｅｂ上の申請が基本。

・必要に応じて完全予約制の申請支援（入力情報の入力等）行う窓口を順次設置予定

①持続化給付金ホームページへアクセス
※スマートフォンからでも出来ます。

②申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】
③入力したメールアドレスに、メールが届いているか確認→【本登録】へ。
④ＩＤ･パスワードを入力すると【マイページ】作成されます。
※この画面に「基本情報」「売上額」「口座情報」 を入力します。
⑤必要書類を添付
・2019 年の確定申告書類の控え　・売上減少となった月の売上台帳の写し
・身分証明書の写し（個人事業主の場合）　・通帳の写し
⑥申請
◎持続化給付金事務局で申請内容を確認。申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知が入ります。
◎通常２週間程度で、給付通知書が発送され、ご登録口座に入金される予定です。

■申請に必要な書類

該当者		備　考
(1)	申請者共通	住所・口座番号（※通帳の写し（法人名義、個人名義）
(2)	法人の方	①法人番号、②2019 年の確定申告書類の控え、 ③減収月の事業収入額を示した帳簿等
(3)	個人の方	①本人確認書類、②2019 年の確定申告書類の控え、 ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに様式は問いません。

■お問い合わせ・相談窓口

コールセンターへのお問い合わせに際しましては、必ず本サイトに掲載されている、「よくあるご質問」その他各種お手続きに伴う手引き等をご確認いただいたうえでのお問い合わせをお願いします。コールセンターの混雑緩和にご理解・ご協力をお願いします。

LINE でのお問い合わせ

スマートフォンからはこちら

電話でのお問い合わせ

0120-115-570

03-6831-0613

（通話料がかかります）

【5 月・6 月】
全日
8:30 ～ 19:00

【7 月】
日曜日～金曜日
8:30 ～ 19:00
（土祝日を除く）

【8 月以降】
日曜日～金曜日
8:30 ～ 17:00
（土祝日を除く）

※電話番号はお間違えの
ないようにお願いします。

● 雇用調整助成金

■活用を検討する皆様は新型コロナウイルス感染症経済対策総合窓口（0263-53-3411）にご相談ください。詳細については同封のご案内をご覧ください。

■雇用調整助成金の概要

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成するものです。

■新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

雇用保険の適用事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業･個人事業主（全事業主）

【特例措置の内容】

〇助成内容・対象の大幅な拡充　※令和２年４月１日から令和２年６月 30 日までの休業等に適用

①休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業 4/5・大企業 2/3）
②解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 9/10・大企業 3/4）
③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業 2,400 円・大企業 1,800 円）
④新規学卒者など雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６ヶ月未満の労働者
⑤1 年間に 100 日の支給限度日数とは別枠で利用可能
⑥雇用保険被保険者でない労働者も休業対象

〇受給要件の更なる緩和　※休業等の初日が令和２年１月 24 日以降のものに遡って適用

⑦生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和２年４月１日から令和２年６月 30 日までの間は、5%減少）
⑧最近３ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
⑩事業所設置後 1 年以上を必要とする要件緩和
⑪休業規模の要件を緩和

〇活用について　※休業等の初日が令和２年１月 24 日から令和２年７月 23 日までの場合に適用

⑫事後提出を可能として提出期間を令和２年６月 30 日まで延長
⑬短時間一斉休業の要件を緩和
⑭残業相殺制度を当面停止

■更なる拡充について

拡充①　休業手当の支払率 60%超の部分の助成率を特例的に 10/10 とする。

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の 60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に 10/10 とする。

拡充②　①のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 10/10 とする。

休業等の要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件（●）を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 10/10 とする。

●都道府県知事からの休業等の要請を受けた事業主で、これに協力して休業等を行っている。

●以下のいずれかに該当する手当を支払っていること。

◎労働者の休業に対して 100％の休業手当を支払っている。

◎上限額（8,330 円）以上の休業手当を支払っている。（支払率 60％以上である場合に限る）

本特例措置の詳細については、順次公表されますので、厚生労働省ＨＰより最新情報をお確かめください。

■申請手続き

まずは、**厚生労働省　雇用調整助成金**で検索。それぞれの案内をダウンロードしご覧ください。

①申請書の具体的な記載例も掲載
「雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）令和２年４月24日現在

②申請様式
「雇用調整助成金の様式ダウンロード（新型コロナウイルス感染症対策特例措置用）」

③支給要領
「雇用調整助成金支給要領（令和２年５月１日現在版）」
「緊急雇用安定助成金支給要領（令和２年５月１日現在版）」

④よくあるお問い合わせ内容をまとめた
「雇用調整助成金 FAQ（４月27日現在版）」もぜひご覧ください。

■申請･制度のお問い合わせ先

ハローワーク松本：☎ 0263―27－0111　長野労働局職業対策課：☎ 026－226―0866

●納税の猶予の特例、固定資産税等の軽減

■事業概要

収入が大幅に減少しているすべて事業者は無担保かつ延滞税なしで納税を猶予されます。

■適用要件等

【対象となる税金】

法人税、消費税、固定資産税など基本的にすべての税目の納税が猶予されます。また、社会保険料の納付も同様に猶予されます。

①令和２年２月１日から納期限までの一定期間（１カ月以上）において、収入が前年同月比概ね２０％以上減少した場合、すべての事業者について１年間納税猶予。

②一時の納税が困難と認められる場合に適用（向こう半年間の事業資金を考慮するなどして納税者の状況に配慮）

③担保は不要。延滞税、延滞金も全額免除

④申請書類の提出が困難な場合は口頭説明も可能など柔軟に運用します。

【固定資産税・都市計画税の軽減】

①中小事業者が負担するすべての設備や建物等の令和３年度の固定資産税及び都市計画税
→2020 年 2～10月の任意の３ヶ月の売上が前年同期比30％以上減少した場合は１／２に軽減、50％以上減少した場合は全額を免除する。

■お問い合わせ先

国税の納付：国税庁ＨＰ　または、松本税務署 ☎0263－32－2790
県税の納付：中信県税事務所　☎0263－40－1905
市税の納付：塩尻市役所税務課　☎0263－52－0628

●新型コロナウイルス感染症対策における資金繰り・融資について

● 塩尻市　新型コロナウイルス感染症対策特別資金

貸付対象者	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている次のいずれかに該当する方 ①売上高が前年同月比５％以上減少した方 ②セーフティネット保証制度４号若しくは５号に基づく認定企業又は危機関連保証認定企業
貸付限度額 貸付期間	【運転資金】３，０００万円・１０年以内　【設備資金】５，０００万円・１０年以内 ※いずれも据置期間２年、借換は不可
貸付利率 利子補給率	【利率】年０．８％　【利子補給率】年０．８％　※借入れ実行後３年間
その他	（1）連帯保証人　原則として要しない　※法人等については代表者以外の保証人は不要 （2）担　保　必要に応じて徴する （3）信用保証料　塩尻市全額補助
取扱期間 取扱金融機関	・令和２年４月１日（水）から令和３年３月３１日まで。 ・八十二銀行、長野銀行、松本信用金庫、長野県信用組合、アルプス信用金庫 商工組合中央金庫 ※まずは、上記金融機関にご相談ください。

● 長野県　経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）

貸付対象者	①危機関連保証を利用する方 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近３ヶ月のうちいずれか１ヶ月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少している方
貸付限度額 貸付期間	【運転資金】8，０００万円・７年以内　【設備資金】６，０００万円・１０年以内 ※いずれも据置期間２年、借換は不可
貸付利率	【利率】年０．８％
その他	（1）この資金の為の必要書類　①危機関連保証の認定書（写し可） ②ア：経営向上計画書 イ：売上の減少を確認できる資料 （2）信用保証料　危機関連保証・セーフティネット保証を利用の場合は、保証料全額補助
取扱金融機関	長野県内の金融機関で随時行っております。まずは、ご相談ください。

● 長野県　新型コロナウイルス感染症対応資金

貸付対象者	新型コロナウィルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証４号、５号、または危機関連保証を利用する方
貸付限度額 貸付期間	【貸付限度額】運転資金と設備資金の合計で３，０００万円 【貸付期間】設備資金・運転資金　10 年以内（うち借換 10 年以内） ※信用保証付融資の既存債務について、本制度への借換可能（市町村分含む）
貸付利率 利子補給 保証料	【利率】年１．３％　※売上高が 15%以上減少した事業者 年１．６％　※売上高が 5%以上減少した事業者 【利子補給】当初３年間、一定の要件を満たす方に対し、利子補給を実施 （要件等は金融機関にご確認ください。） 【信用保証料】保証料の全額または 1/2 補助 （全額または 1/2 補助に関しては金融機関にご相談ください。）
取扱金融機関	長野県内の金融機関で随時行っております。まずは、ご相談ください。

● 日本政策金融公庫　無利子・無担保

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して５%以上減少した方 ②業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合は、最近１ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して５%以上減少している方 ア：過去３ヶ月（最近１ヶ月を含む）の平均売上高 イ：令和元年１２月の売上高 ウ：令和元年１０月～１２月の売上高平均額
資金使途 貸付限度額 貸付期間	【資金使途】運転資金・設備資金 【貸付期間】運転資金１５年以内　設備資金２０年以内　（うち据置：５年以内） 【融資限度額】中小企業３億円、国民事業６，０００万円
貸付利率	【利率】当初３年間　基準金利▲０．９%　４年目以降基準金利 （中小企業 1.11%→０．２１%　、国民事業 1.36%→０．４６%） ※「特別利子補給制度」を利用することにより実質的な無利子となります。

● 日本政策金融公庫　新型コロナウイルス対策マル経融資

融資概要

小規模事業者経営改善資金融資（マル経）は、商工会議所の指導員のよる経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人での融資制度。

特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠１，０００万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲０．９%引き下げます。据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長します。

貸付対象者	最近１ヶ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５%以上減少している小規模事業者の方
資金使途 貸付限度額 貸付期間	【資金使途】運転資金・設備資金 【貸付期間】運転資金７年以内　（据置３年以内） 設備資金１０年以内（据置４年以内） 【融資限度額】別枠１，０００万円
貸付利率	【利率】経営改善利率１．２１%（令和２年４月１日時点） 当初３年間、基準金利　▲０．９%引下げ ※「特別利子補給制度」を利用することにより実質的な無利子となります。

※特別利子補給制度

【適用対象】日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主：要件なし

②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲１５%減少

③中小企業者（①②を除く）　：売上高▲２０%減少

※小規模要件：・製造業、建設業、その他業種は従業員２０名以下

・卸売業、小売業、サービス業は従業員５名以下

【利子補給】期間：借入後当初３年間

■お問い合わせ先

【平日のご相談】　日本政策金融公庫松本支店　☎0263−33−7070

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル　☎0120−154−505

【土日･祝日のご相談】　日本政策金融公庫　☎0120−11−2476（国民生活事業）

☎0120−32−7790（中小企業事業）

【マル経融資のご相談】　塩尻商工会議所　☎0263−52−0258

塩尻の飲食店 応援サイトを開設！

「新型コロナウイルス」感染症拡大防止のため、イベントの中止、懇親会の自粛などで、地域の事業者が困っています。
こんな時こそ、地元消費を盛り上げ、地域のお店を応援しましょう!

おうちでシリめし

https://www.shiojiri.or.jp/shirimeshi/

※急遽お店がお休みとなる可能性もあります。予めご了承ください。

今こそ塩尻のお店を応援しましょう

お問い合わせ先 塩尻商工会議所
〒399-0736 長野県塩尻市大門一番町12-2 えんぱーく406
TEL:0263-52-0258　FAX:0263-51-1388